



訪問型サービスAについて

長寿介護課 給付係



次なる
茨木へ。

茨木には、次がある。1



茨木市訪問型サービスAについて

① 訪問型サービスAとは？



② 訪問型サービスA事業者指定について



①訪問型サービスAとは？



次なる
茨木へ。

茨木には、次がある。3

訪問型サービス比較

茨木市の訪問型サービス				
	従前相当の訪問介護相当サービス	この事業	多様なサービス	
サービスの種類	① ホームヘルプサービス (従前相当の訪問介護相当サービス)	② 訪問型サービスA (緩和した基準によるサービス)	③ 訪問型サービスB (住民主体による支援)	③ 訪問型サービスC (短期集中栄養サポートプログラム)
サービスの内容(例)	身体介護 入浴の介助・見守り 更衣の介助  ほか 買い物(代行)、服薬確認	身体介護 なし	生活支援1 掃除 洗濯 買い物(代行) ゴミ出し  ほか 食事の下ごしらえ・調理、布団干しなど	生活支援1 + 生活支援2 話し相手 電球交換  など
サービスの提供者	介護保険事業者	指定事業者 (11カ所)	ボランティア団体 (1カ所)	委託事業者 (2カ所)
利用料	自己負担額が「1割」のみの場合 週1回利用 1,260/月 週2回利用 2,520/月	240円/回 (45~60分未満) (1~2回/週 月10回まで)	150円/回 (30分未満) (月10回*まで)	無料 (30~60分程度) (およそ3~6か月の期間で全3回)

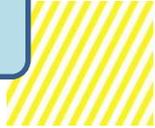
★ ①~②と併用する場合はその回数を差し引きします。



訪問型サービスAの特徴

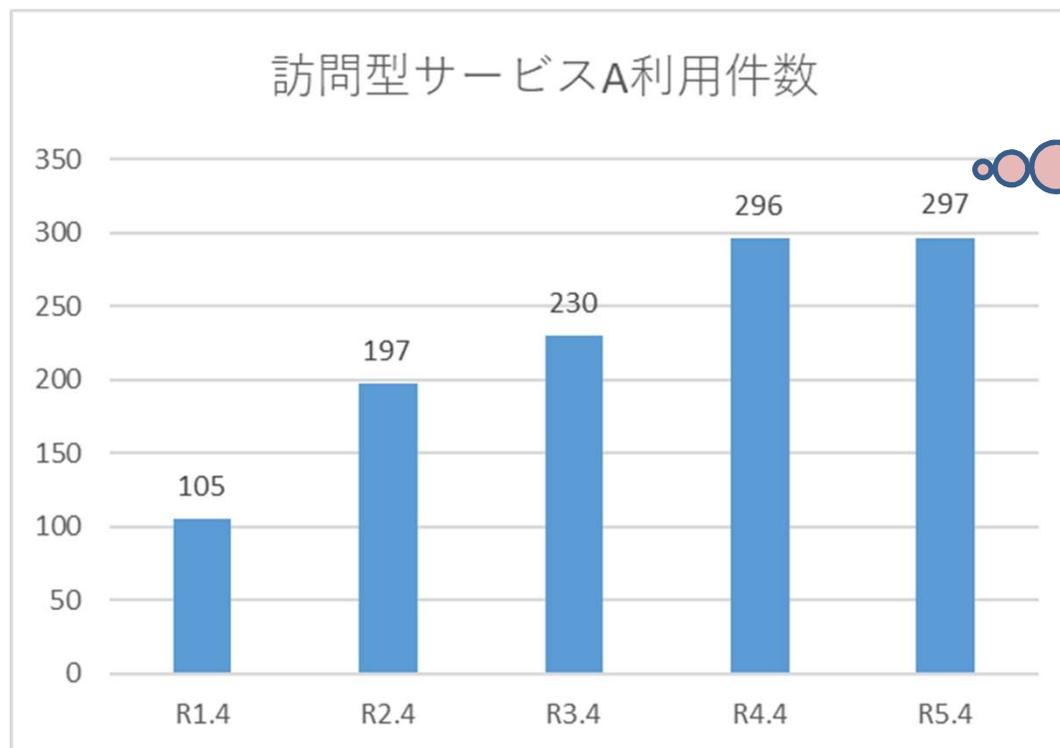
- ・生活援助のみのヘルパー(身体介護なし)
- ・従事者は基本的に「訪問型サービスA従事者養成研修の修了者」
- ・指定訪問介護事業所以外でも実施できる

サービス提供時間について
1回45分～60分は目安です。利用者に必要なサービスが30分で終了するサービスであれば、30分で終了しても1回と算定できます



次なる
茨木へ。
茨木には、次がある。6

訪問型サービスAのサービス実績



利用者
297人！

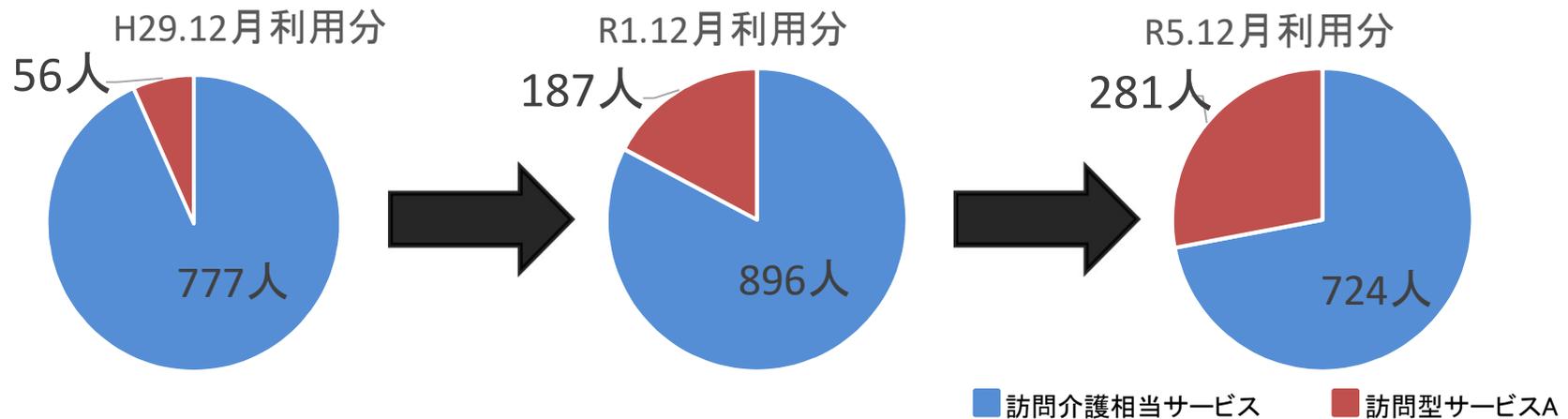


次なる
茨木へ。

茨木には、次がある。7

訪問型サービスA利用者割合

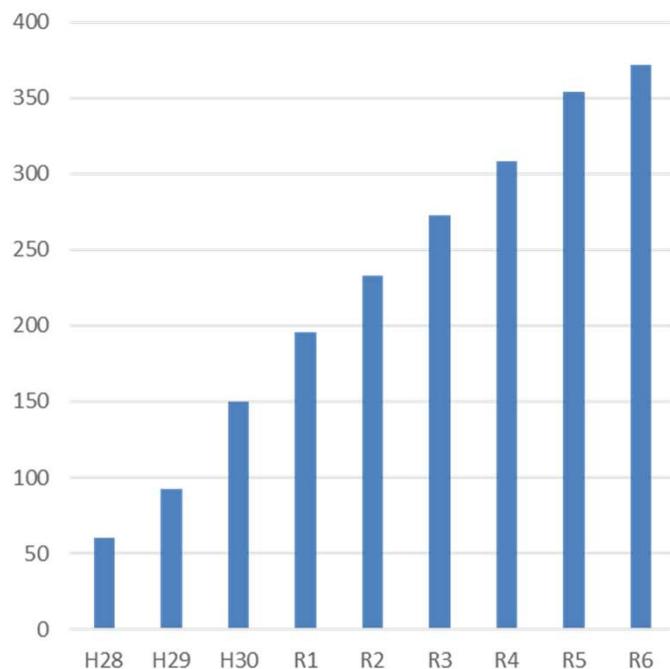
訪問型サービス利用者のうち、訪問型サービスAを利用している人の割合は、過去1年間で倍増しています。



訪問介護相当サービスには、身体介護の必要がない利用者がまだまだいらっしゃいますので、今後も訪問型サービスAの需要の増加が見込まれます。

次なる茨木へ。
茨木には、次がある。8

訪問型サービスA従事者養成研修 修了者数の推移



訪問型サービスA従事者研修 修了者数(累計)

今までに**372人**(1回あたり平均**20人**)が研修を修了しています。

内訳	茨木市実施の研修	340人
	指定事業者実施の研修	32人

平成30年10月より、他市の同サービス従事者養成研修修了者や、研修実施者の指定を受けた事業者の行った研修の修了者も従事可能となっています。

 次なる
茨木へ。
茨木には、次がある。9

茨木市が訪問型サービスAを推進する理由①

総合事業が目指すのは、「地域づくり」。でも、地域づくりには時間がかかります。訪問型サービスAは地域づくりを補完する役割を担っています。



自助・互助で対応できないものを共助(介護保険)で補完するのが地域包括ケアシステムの基本だったね。



次なる茨木へ。
茨木には、次がある 10

引用)三菱UFJリサーチ&コンサルティング「新しい総合事業の移行戦略 地域づくりに向けたロードマップ」(平成27年度厚生労働省 老人保健健康増進等事業)図表8に一部追加

茨木市が訪問型サービスAを推進する理由②

訪問型サービスA事業のメリットとは？

【利用者】

新たな担い手による提供に見合った単価の設定により、サービスに見合った費用負担となる。

【事業者】

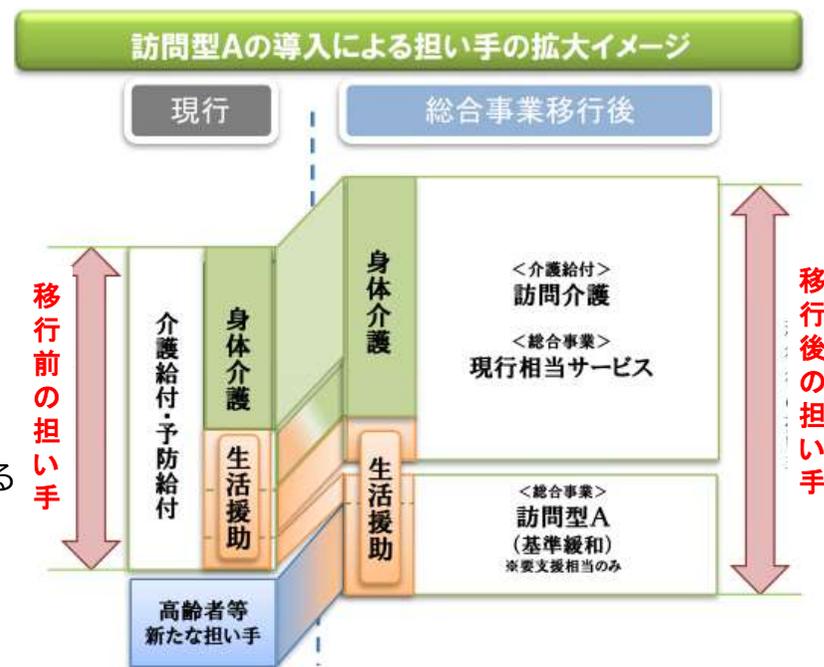
資格保有者が身体介護に重点化することで、より単価の高いサービス提供が可能となる。
ニーズの増加が見込まれる生活援助サービスの提供を拡大できる。
採用の門戸を広げることにより、地域の中でより多くの人材を確保することができ、介護の職に興味がなかった人も介護職員として養成することができる。

【従事者】

自宅付近で短時間の労働が可能。
高齢者が担い手となる場合、担い手自身の介護予防にもなる。

【茨木市】

地域包括ケアシステムの推進(前頁)
利用者の状況に応じた多様なサービスを提供できることで、費用の効率化が図られる。



引用)三菱UFJリサーチ&コンサルティング「介護予防・日常生活支援
総合事業への移行のためのポイント解説」(平成26年度厚生労働省
老人保健健康増進等事業)



② 訪問型サービスA事業者指定 について



訪問型サービスA事業所の主な業務

- ・介護サービスの提供（生活援助のみ）
- ・国保連へのサービス費請求
- ・従事者の業務支援



次なる
茨木へ。

茨木には、次がある 19



事業を始めるにあたっての準備

- 1 従業員の確保
- 2 場所の確保
- 3 事業所の指定

1 従業員の確保①

必要な従業員の数と資格要件

① 管理者

常勤ではないので、訪問A勤務時間以外は法人内の他の業務に就くことができます(他の業務中でも訪問Aの問い合わせがあればご対応いただくことにはなります)

	従前の訪問介護相当サービス	訪問型サービスA
必要人数	常勤・専従で1人以上 (業務に支障がない範囲で、同じ事業所のサービス提供責任者や同一敷地内の別事業所の管理者との兼務可)	専従で1人以上 (業務に支障がない範囲で、同じ事業所の訪問事業責任者や同一敷地内の別事業所の管理者との兼務可)
資格要件	特になし	特になし

→訪問介護・訪問介護相当サービスの管理者と訪問型サービスAの管理者の兼務は可能です。
(ただし、訪問介護・訪問介護相当サービスの管理者がサービス提供責任者を兼務している場合は不可。)
(従業員の確保③ ④の例参照)



次なる
茨木へ。

茨木には、次がある21

1 従業員の確保②

②責任者

	従前の訪問介護相当サービス	訪問型サービスA
名称	サービス提供責任者	訪問事業責任者
必要人数	常勤の訪問介護員等のうち、利用者40人ごとに1人以上 (利用者の数に応じて常勤換算可)	・サービス提供責任者が兼務する場合は、従前相当サービスと同じ。(訪問介護等利用者と合計して、利用者40人ごとに1人以上。利用者の数に応じて常勤換算可) ・サービス提供責任者が兼務しない場合(訪問Aのみを担当する責任者を設ける場合は、訪問型サービスAの利用者60人ごとに1人以上)
資格要件	・介護福祉士 ・介護職員実務者研修修了者等	訪問型サービスAの従事者のうち、 ・従前相当サービスの資格(左記)保有者 ・1年以上の「介護等の業務」経験者

→「訪問型サービスA従事者養成研修修了者」や「初任者研修修了者」でも
1年以上の従事経験があれば責任者になれます。

※訪問介護・訪問介護相当サービスのサービス提供責任者が訪問型サービスAの訪問事業責任者を兼ねることができる場合は、訪問介護・訪問介護相当サービスの管理者を兼務していない場合に限ります。
(従業員の確保③④の例参照)

次なる
茨木へ。
茨木には、次がある22

1 従業員の確保③

既に訪問介護や従前の訪問介護相当サービスを行っている事業所が一体的に訪問型サービスAを実施する場合の例

介護福祉士Aさん(訪問介護の管理者とサービス提供責任者及び従前の訪問介護相当サービスの管理者とサービス提供責任者を兼務)は訪問型サービスAの管理者や責任者を兼ねることはできません。

Aさんのいる事業所で訪問型サービスAを一体的に実施する場合、以下のような配置が可能です。

①訪問型サービスAの管理者兼訪問事業責任者としてBさん(介護等の業務経験1年以上)を新たに配置。(管理者と責任者は別人でも可)

	訪問介護	従前相当	訪問型サービスA
管理者	Aさん	Aさん	Bさん
責任者	Aさん	Aさん	Bさん

6つの役割全てを1人ですることはできません。

次なる
茨木へ。

茨木には、次がある。23

1 従業員の確保④

②介護福祉士Aさんが訪問介護と従前の訪問介護相当サービスの責任者のみになり、訪問型サービスAの責任者を兼務する。代わりに訪問介護、従前の訪問介護相当サービスと訪問型サービスAの管理者を兼務する者を新たに置く。

この場合の管理者(Cさん)は介護福祉士等の資格を持つ者である必要はありません。

	訪問介護	従前相当	訪問型サービスA
管理者	Cさん	Cさん	Cさん
責任者	Aさん	Aさん	Aさん

Cさんは資格要件なし

③介護福祉士Aさんが訪問介護と従前の訪問介護相当サービスの管理者のみになり、訪問型サービスAの管理者も兼務する。代わりに、訪問介護と従前の訪問介護相当サービスのサービス提供責任者として介護福祉士Dさんを新たに置き、訪問型サービスAの訪問事業責任者も兼務する。

	訪問介護	従前相当	訪問型サービスA
管理者	Aさん	Aさん	Aさん
責任者	Dさん	Dさん	Dさん

次なる
茨木へ。

木には、次がある。24

1 従業員の確保⑤

③従事者

	従前の訪問介護相当サービス	訪問型サービスA
必要人数	常勤換算で2.5人以上	1人以上
資格要件	・介護福祉士 ・介護職員初任者研修修了者等	・従前相当サービスの資格保有者 ・市が定める研修の修了者 (同等の研修も可)

→常勤換算ではないので、仕事がある分のみの雇用でOK。

資格がなくても従事者養成研修を修了すれば従事できます。

※ただし、訪問介護や訪問介護相当サービスと同一の事業所において一体的に運営する場合で、訪問介護や訪問介護相当サービス従事者が訪問型サービスAの業務に従事する時間は、訪問介護及び訪問介護相当サービスの訪問介護員の人員基準である「常勤換算2.5以上」の計算に参入できませんのでご注意ください。

次なる
茨木へ。
茨木には、次がある25



2 場所の確保

設備に関する基準

→従前の訪問介護相当サービスと同じ基準

- 事業の運営を行うために必要な広さを有する

専用の区画

- 訪問型サービスAの提供に必要な設備及び備品



次なる
茨木へ。

茨木には、次がある26

3 事業所の指定

福祉指導監査課のホームページに必要な書類一覧及び、申請書類を掲載しています。茨木市ホームページ>各課のご案内>福祉指導監査課>メニュー>指定介護サービス事業者向けページ>新規申請手続きについて>指定居宅サービス、介護予防日常生活支援総合事業新規申請について

指定に必要な書類 (1)

- ・指定申請書(総合事業用)、付表
- ・法人登記事項証明書(原本)
- ・従業員の勤務体制及び勤務形態一覧表
- ・従業員の資格を証明するものの写し
- ・組織体制図
- ・訪問事業責任者の資格を証明するものの写し
- ・実務経験証明書(旧2級・初任者研修、市が定める研修過程修了者等)
- ・平面図
- ・写真

3 事業所の指定

指定に必要な書類(2)

- ・案内図
- ・賃貸契約書の写し
- ・運営規定
- ・利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要
- ・損害賠償発生時に対応しうることを証明する書類
- ・老人居宅生活支援事業開始届出書(既に訪問介護相当サービスを実施している場合は必要に応じて変更届)
- ・誓約書
- ・社会保険及び労働保険への加入状況にかかる確認票

※訪問介護、訪問介護相当サービスと同一の事業所において一体的に運営する場合で、訪問介護等の事業でサービス提供責任者を増やすなど人員に変更があるときは、訪問介護等の変更届についてもご提出ください。



次なる
茨木へ。

茨木には、次がある28

まだ訪問型サービスA事業を 開始していない事業所の方へ

ヘルパー事業所のヘルパー不足は深刻です。お金をかけて、募集してもなかなか働きたい人がみつかりませんよね。労働人口が減っていて、介護の事業に限らず他の業種も人材不足ですので、解決の見通しはありません。

では、事業所の近所にお住まいの皆さんにちょこっと、ヘルパーとして働いてもらいませんか？

訪問型サービスAは介護の資格を持っていなくても、研修を修了すればできます。
研修についても、年2回の茨木市で実施する研修以外に、各事業所で好きなタイミングで実施することもできます。
(事前に申請が必要ですが、訪問A事業所の指定がなくてもできますので、ぜひご相談ください。)

資格を持っている人が来るのを待つのではなく、**新しい人材を開拓しませんか？**

(今まで介護の業界に接点がなかった人、元気な高齢者、日中少し手が空く子育て中のお母さん等)
長寿介護課でも、研修(フォローアップ研修も含めて年3回)内で、訪問型サービスA指定事業所の宣伝時間を設けて、採用活動に協力させていただいています。

ぜひ、訪問型サービスAの事業の開始をご検討ください。



次なる
茨木へ。

茨木には、次がある 29